

平成 17 年 12 月 12 日

各 位

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

株式会社三井住友銀行の公正取引委員会からの勧告の応諾について

当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行が、本日別添のプレスリリースを公表しましたので、お知らせします。

以 上

平成 17 年 12 月 12 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

公正取引委員会からの勧告の応諾について

弊行は、平成 17 年 12 月 2 日、公正取引委員会より、法人のお客さま向けの金利スワップの販売方法について、独占禁止法第 19 条に定める不公正な取引方法の一類型である優越的地位の濫用に該当する行為が複数認められたとして、同法第 48 条に基づく勧告を受けましたが、本日開催の弊行取締役会において、当該勧告を応諾することを決議し、公正取引委員会に勧告応諾書を提出いたしましたので、お知らせします。

弊行は、この度の勧告を真摯に受け止め、法令遵守のための諸施策をあらためて徹底するなど再発防止を図るとともに、信頼回復に全力で取り組んでまいり所存でございます。

以 上